

～パラオ渡航手続きのご案内～

※グアム乗継の場合、グアム入国手続きが必要となります※

①必要書類・手続きについて

<パラオ>

パラオ到着の 72 時間以内に、オンライン入国申請書 (PALAU ENTRY FORM) の申請が必要となります。

※申請後、登録のメールアドレスに QR コードが送信されますので画面の保存または印刷して当日ご持参ください。

・申請 web サイト <https://palautravel.pw/>

<グアム>

オンラインでのみ申請可能なグアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」の承認が必要となります。

【グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」】

・申請 web サイト <https://g-cnmi-eta.cbp.dhs.gov/> (※申請費用は無料)

・対象者: グアム・北マリアナ諸島連邦へ入国されるすべての渡航者

・申請期限: 旅行の予約後から航空機搭乗の 7 日前までに申請することを推奨、遅くとも 5 日前までにご取得ください。

※有効な ESTA (アメリカ電子渡航認証システム) をお持ちの場合、グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」の申請は不要となります。

②税関申告書について

<グアム>

2025 年 2 月 4 日以降のグアム到着便から、入国に必要な税関申告書は、原則として電子版の「EDF (GUAM Electronic Declaration Form)」のみが有効となりました。

※グアム到着の 72 時間前から申請が可能です。

※紙の税関申告書は廃止となり、機内での配布もございません。

※渡航前に申請が完了しなかった場合の救済措置としてグアム空港内の KIOSK でも入力可能ですが、予告なく廃止となる場合がありますので、事前の電子申請をお願いします。

・グアム電子税関申告書の登録サイト <https://traveller.guamedf.landing.cards/>

※画面右上の「SELECT LANGUAGE」から日本語選択が可能です)

③パスポートの残存有効期間について

<グアム>

帰国時まで有効なもの。入国時 45 日以上が望ましい。

<パラオ>

入国時 6 か月以上の残存、未使用査証欄 1 頁以上が必要。

【各 web サイトの QR コードはこちら】

・パラオ入国申告書 (PALAU ENTRY FORM)



・グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」



申請サイト



登録方法のご紹介

・グアム税関申告書



※入国に関する詳細は政府観光局の入国ページをご確認ください。

※こちらのご案内は日本国籍のお客様向けの情報となります。日本国籍以外のお客様におかれましては、各自入国条件をご確認ください。